中川村農業担い手支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、農業の担い手（以下「担い手」という。）が経営発展に意欲的に取組む際に必要となる農業用機械等の導入に対して補助金を交付することについて、中川村補助金等交付規則（昭和54年規則第４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目標）

第２条　本事業は、第１条の趣旨を踏まえ、売上高の拡大又はコストの縮減など経営発展に関する成果目標を定めて、この成果目標の達成に取組む担い手を支援することにより、経営感覚に優れた担い手の育成及び確保を図るものとする。

（補助対象者）

第３条　事業の補助対象者は、人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり次の各号に掲げる者とする。

(1) 農業経営改善計画の認定を受けた個人認定農業者

(2) 農業経営改善計画の認定を受けた法人認定農業者

(3) 青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者

(4) 集落営農組織

(5) その他村長が必要と認める者

（補助対象となる事業内容等）

第４条　事業の補助対象となる事業内容は、補助対象者が売上高の拡大又は経営コストの縮減など、自らの農業経営の発展を図るために行う次に掲げる取組みとする。ただし、本事業を活用し国等の補助事業に上乗せ補助する場合には、当該国等補助事業の要綱等の定めるところによるものとする。

(1) 農産物の生産、加工、流通、販売及びその他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械及び施設等の取得又は改良

(2) その他村長が必要と認めるもの

２　事業内容は、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 事業実施年度で完了すること。

(2) 事業費が事業内容ごとに50万円以上であること。

(3) 事業の対象となる機械等は残存耐用年数が概ね５年以上20年以下のものであること（ただし、中古農業用機械である場合には残存耐用年数が２年以上のものであること。）。

(4) 原則として、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。

(5) 事業の対象となる機械等が、補助対象者の成果目標の達成に直結するものであること。

(6) 過去に本事業により機械及び施設等を整備した場合にあっては、当該事業実施後３年（第３条第１項第４号に定める者は２年）を経過していること。

（成果目標）

第５条　事業の成果目標は、売上高の拡大又は経営コストの縮減とする。

２　事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

（対象経費及び補助率）

第６条　補助金の交付の対象経費及び補助率は次の表に掲げるところによる。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象経費 | 補助率 |
| 第4条第1項各号に定める事業内容に要する経費 | 対象経費の2分の1以内。ただし、100万円（第3条第1項第2号及び第3条第1項第4号に定める者は300万円）を限度とする。 |
| 第4条第1項ただし書きに定める事業に要する経費 | 対象経費の10分の1以内。ただし、100万円を限度とする。 |

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、事業の着手前に農業担い手支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

(1) 事業実施場所の位置図及び公図の写し

(2) 事業計画書、見積書及び事業に関係する図面等

(3) 事業に着手する前の状況が確認できる写真

(4) その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第８条　村長は、前条に定める申請書を受理したときは、次の各号に掲げる事項について内容審査のうえ補助金の交付の可否を決定する。

(1) 第５条の成果目標のうち、１つ以上の項目について、事業実施年度から３年度目を目標とする数値目標を設定し、経営発展に取組むものであること。

(2) 成果目標は、申請者の取組内容に関連するものであること。また、成果目標の設定に当たっては、現状値及び目標年度までの各年度目標の設定根拠が明確であること。

(3) 申請書全般に関すること。

（実績報告）

第９条　補助事業を完了した者は、速やかに農業担い手支援事業実績報告書（様式第２号）へ次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

(1) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し

(2) 事業実施後の状況が確認できる写真

(3) その他村長が必要と認める書類

２　村長は、前項による実績報告書の提出があったときは、事業の実施状況の確認を行い、補助金の額を確定するものとする。

（補助金の請求）

第10条　補助対象者が補助金の交付を請求しようとするときは、農業担い手支援事業補助金交付請求書（様式第３号）を村長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第11条　村長は、補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、受給者に対し補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 事業実施後３年以内に農業経営を廃止した場合

(2) 偽りその他不正な手段により補助金を受給したと認められる場合

附　則

この要綱は、要綱は、告示の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。